

渋谷区旅館業法施行細則（昭和55年渋谷区規則第28号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">渋谷区旅館業法施行細則</p> <p style="text-align: center;">昭和55年5月31日 規則第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び渋谷区旅館業法施行条例（平成24年渋谷区条例第23号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(標識の設置)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第1条の2第1項に規定する区規則で定める者は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の承認を受けて旅館業を営もうとする者</u></p> <p><u>(2) 渋谷区ラブホテル建築規制条例（平成18年渋谷区条例第31号）第3条の規定による区長の同意を得て新たに旅館業を営もうとする者</u></p> <p><u>2 条例第1条の2第1項の標識（以下「標識」という。）は、旅館業営業計画のお知らせ（別記第1号様式）とする。</u></p> <p><u>3 標識は、旅館業を営もうとする施設の敷地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置するものとする。</u></p> <p><u>4 標識の大きさは、縦1.2メートル以上、横0.9メートル以上とする。</u></p> <p><u>5 標識の設置期間は、法第3条第1項の許可の申請をしようとする日の少なくとも60日前から同項の許可を受ける日までの間とする。</u></p> <p><u>6 条例第1条の2第1項の規定による届出又は変更は、標識設置届（別記第1号様式の2）により、標識を設置した日又は変更</u></p>	<p style="text-align: center;">渋谷区旅館業法施行細則</p> <p style="text-align: center;">昭和55年5月31日 規則第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び渋谷区旅館業法施行条例（平成24年渋谷区条例第23号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

<p><u>した日から起算して7日以内に行うものとする。</u></p> <p>(説明会の実施)</p> <p><u>第1条の3 条例第1条の2第2項に規定する区規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 旅館業を営もうとする施設の敷地からの距離がおおむね10メートル以内の土地に存する家屋の所有者及び居住者</u></p> <p><u>(2) 旅館業を営もうとする施設が共同住宅である1棟の建物に存する場合は、全ての居室の居住者</u></p> <p><u>(3) 旅館業を営もうとする施設が分譲マンションに存する場合は、当該マンションの管理組合又は管理者</u></p> <p><u>(4) 旅館業を営もうとする施設が属する町会</u></p> <p><u>2 条例第1条の2第2項の規定により、説明会を実施しようとするときは、説明会を実施する日の少なくとも7日前までに、標識において掲示する方法及び前項各号に掲げる者に対して文書の配付等をする方法により、説明会を実施する日時及び場所について周知しなければならない。</u></p> <p><u>3 説明会で説明しなければならない事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 申請予定者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(2) 営業の種別</u></p> <p><u>(3) 旅館業を営もうとする施設の面積、客室の数、宿泊定員等、構造及び用途</u></p> <p><u>(4) 旅館業を開始しようとする日</u></p> <p><u>(5) 旅館業を営もうとする施設の管理及び運営の方法</u></p> <p><u>(6) 工事を伴う場合においては、工事の着手及び完了の予定日</u></p> <p><u>(7) 営業時間中における営業従事者の常駐の方法</u></p> <p><u>(8) 宿泊者の確認の方法</u></p> <p><u>(9) 宿泊者等による迷惑を及ぼす行為の防止の方法</u></p> <p><u>(10) 廃棄物の保管及び処理の方法</u></p> <p><u>(11) その他区長が必要と認める事項</u></p>	
--	--

<p><u>4 条例第1条の2第2項の規定による報告は、説明会報告書（別記第1号様式の3）に次に掲げる書類を添えて、説明会を実施した日から起算して7日以内に行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第1項各号に掲げる者の範囲を示した書類その他これらの者を確認することができる」と区長が認める書類</u></p> <p><u>(2) 説明会の出席者の名簿</u></p> <p><u>(3) 説明会の議事録</u></p> <p><u>(4) 説明会で使用した資料等</u></p> <p><u>(5) 第2項の規定による周知に使用した文書等</u></p>	
<p>(営業許可申請)</p> <p>第2条 省令第1条第1項の規定による申請を行う者は、正副2通の旅館業営業許可申請書（<u>別記第2号様式</u>）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>旅館業の施設</u>を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図</p> <p>(2) 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図</p> <p>(3) 客室面積の算定図</p> <p>(4) 衛生設備、空調設備及び照明設備の各系統図</p> <p>(5) 客室、浴室（脱衣所を含む。）、トイレ等の構造を明らかにした図面</p> <p>(6) 玄関帳場の構造を明らかにした図面<u>又は玄関帳場の代替設備等の運用方法を明らかにした書類</u></p> <p>(7) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図</p> <p>(8) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</p> <p>(9) 法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書</p> <p>3 <u>条例第1条の3</u>の区規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 旅館業を営もうとする施設について土</p>	<p>(営業許可申請)</p> <p>第2条 省令第1条第1項の規定による申請を行う者は、正副2通の旅館業営業許可申請書（<u>別記第1号様式</u>）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>営業施設</u>を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図</p> <p>(2) 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図</p> <p>(3) 客室面積の算定図</p> <p>(4) 衛生設備、空調設備及び照明設備の各系統図</p> <p>(5) 客室、浴室（脱衣所を含む。）、トイレ等の構造を明らかにした図面</p> <p>(6) 玄関帳場の構造を明らかにした図面</p> <p>(7) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図</p> <p>(8) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</p> <p>(9) 法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書</p> <p>3 <u>条例第1条の2</u>の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 旅館業を営もうとする施設について土</p>

<p>地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類</p> <p>(許可書の交付等)</p> <p>第3条 区長は、法第3条第1項の規定により許可したときは、旅館業台帳を作成し、旅館業営業許可書（別記第3号様式）を交付する。</p> <p>2 前項の台帳については、磁気ディスク（これに準ずる方式により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製することができる。</p> <p>3 区長は、法第3条第2項又は第3項の規定に基づき許可を与えないときは、旅館業営業不許可通知書（別記第4号様式）により通知する。</p> <p>(譲渡による承継承認申請)</p> <p>第3条の2 省令第1条の3第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（別記第4号様式の2）とする。</p> <p>2 区長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（譲渡）（別記第4号様式の3）を交付するものとする。</p> <p>(合併又は分割による承継承認申請)</p> <p>第4条 省令第2条第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（別記第5号様式）又は旅館業営業承継承認申請書（分割）（別記第5号様式の2）とする。</p> <p>2 区長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併）（別記第6号様式）又は旅館業営業承継承認書（分割）（別記第6号様式の2）を交付するものとする。</p> <p>(相続による承継承認申請)</p> <p>第5条 省令第3条第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）</p>	<p>地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類</p> <p>(許可書の交付等)</p> <p>第3条 区長は、法第3条第1項の規定により許可したときは、旅館業台帳を作成し、旅館業営業許可書（別記第3号様式）を交付する。</p> <p>2 前項の台帳については、磁気ディスク（これに準ずる方式により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって調製することができる。</p> <p>3 区長は、法第3条第2項又は第3項の規定に基づき許可を与えないときは、旅館業営業不許可通知書（別記第4号様式）により通知する。</p> <p>(譲渡による承継承認申請)</p> <p>第3条の2 省令第1条の3第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（別記第4号様式の2）とする。</p> <p>2 区長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（譲渡）（別記第4号様式の3）を交付するものとする。</p> <p>(合併又は分割による承継承認申請)</p> <p>第4条 省令第2条第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（別記第5号様式）又は旅館業営業承継承認申請書（分割）（別記第5号様式の2）とする。</p> <p>2 区長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併）（別記第6号様式）又は旅館業営業承継承認書（分割）（別記第6号様式の2）を交付するものとする。</p> <p>(相続による承継承認申請)</p> <p>第5条 省令第3条第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）</p>
---	---

<p>(別記第7号様式)とする。</p> <p>2 区長は、法第3条の4第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書(相続)(別記第8号様式)を交付するものとする。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による届出をしようとする者は、旅館業営業許可変更届(別記第9号様式)又は旅館業廃止(停止)届(別記第10号様式)を、区長に提出しなければならない。</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第7条 省令第4条の2第3項第2号の規定による区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年齢 (2) 前泊地 (3) 行先地 (4) 到着日時 (5) 出発日時 (6) 室名 <p>(1客室の有効面積)</p> <p>第8条 条例第4条第5号に規定する1客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。</p> <p>(浴槽水の衛生を確保するための措置)</p> <p>第9条 条例第4条第7号イただし書の区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、次に掲げる条件のいずれにも該当するときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 白湯のみを使用していること。 (2) 浴槽内に気泡を発生させる装置がないこと。 (3) 循環ろ過装置が設置され、かつ、当該装置を経由しない循環配管がないこと。 (4) 浴槽が屋外に設置されていないこと。 (5) 浴槽及び関連装置の維持管理が適正に 	<p>(別記第7号様式)とする。</p> <p>2 区長は、法第3条の4第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書(相続)(別記第8号様式)を交付するものとする。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による届出をしようとする者は、旅館業営業許可変更届(別記第9号様式)又は旅館業廃止(停止)届(別記第10号様式)を、区長に提出しなければならない。</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第7条 省令第4条の2第3項第2号の規定による区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年齢 (2) 前泊地 (3) 行先地 (4) 到着日時 (5) 出発日時 (6) 室名 <p>(1客室の有効面積)</p> <p>第8条 条例第4条第5号に規定する1客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。</p> <p>(浴槽水の衛生を確保するための措置)</p> <p>第9条 条例第4条第7号イただし書の区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、次に掲げる条件のいずれにも該当するときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 白湯のみを使用していること。 (2) 浴槽内に気泡を発生させる装置がないこと。 (3) 循環ろ過装置が設置され、かつ、当該装置を経由しない循環配管がないこと。 (4) 浴槽が屋外に設置されていないこと。 (5) 浴槽及び関連装置の維持管理が適正に
--	--

<p>行われ、良好な状態が保たれていること。</p> <p>(貯湯槽を使用するときの措置)</p> <p>第10条 条例第4条第7号エ(ア)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。</p> <p>2 条例第4条第7号エ(イ)の区規則で定める温度は、摂氏60度とする。</p> <p>(浴槽水を循環させるときの措置)</p> <p>第11条 条例第4条第7号オ(ア)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。</p> <p>2 条例第4条第7号オ(イ)の規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。</p> <p>3 条例第4条第7号オ(ウ)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。</p> <p>4 条例第4条第7号オ(オ)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。</p> <p>(営業従事者名簿の記載事項)</p> <p>第12条 条例第6条第1項第3号の営業従事者名簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 生年月日</p> <p>(3) 住所</p> <p>(4) 従事職種</p> <p>(5) 就業年月日</p> <p><u>(営業従事者の常駐場所等)</u></p> <p><u>第12条の2 条例第6条第1項第4号の区規則で定める場所は、次のいずれかとする。</u></p> <p><u>(1) 旅館業の施設内</u></p> <p><u>(2) 旅館業の施設が存する建物の同一敷地内</u></p> <p><u>(3) 旅館業の施設が存する建物の隣接敷地内</u></p> <p><u>2 前項の場所には、次の設備を設けるもの</u></p>	<p>行われ、良好な状態が保たれていること。</p> <p>(貯湯槽を使用するときの措置)</p> <p>第10条 条例第4条第7号エ(ア)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。</p> <p>2 条例第4条第7号エ(イ)の区規則で定める温度は、摂氏60度とする。</p> <p>(浴槽水を循環させるときの措置)</p> <p>第11条 条例第4条第7号オ(ア)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。</p> <p>2 条例第4条第7号オ(イ)の規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。</p> <p>3 条例第4条第7号オ(ウ)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。</p> <p>4 条例第4条第7号オ(オ)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。</p> <p>(営業従事者名簿の記載事項)</p> <p>第12条 条例第6条第3号の営業従事者名簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 生年月日</p> <p>(3) 住所</p> <p>(4) 従事職種</p> <p>(5) 就業年月日</p>
--	---

<p>とする。</p> <p>(1) <u>十分な広さを有し、客室を通らずに入りすることができる部屋</u></p> <p>(2) <u>客室外において営業従事者が利用することができる便所</u></p> <p>3 <u>条例第6条第1項第4号の規定により、</u> <u>営業者は、前2項に規定する場所において、</u> <u>営業時間中に営業従事者を常駐させなければ</u> <u>ならない。ただし、区長が常駐させる必要</u> <u>がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(<u>玄関帳場を設置しない場合の表示</u>)</p> <p>第12条の3 <u>条例第6条第1項第5号の規</u> <u>定による表示は、公衆の見やすい大きさで</u> <u>風雨及び紫外線に耐え得る材質のものを</u> <u>用いるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第6条第1項第5号の区規則で定め</u> <u>る事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>施設の名称</u></p> <p>(2) <u>施設の所在地</u></p> <p>(3) <u>緊急連絡先</u></p> <p>(4) <u>旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び</u> <u>下宿営業の別</u></p> <p>(<u>玄関帳場の構造</u>)</p> <p>第13条 <u>条例第7条第1号の区規則で定め</u> <u>る玄関帳場の構造は、宿泊者の出入りを確</u> <u>認することができる位置にあり、宿泊者と</u> <u>受付従業員が面接できる構造で視界を妨げ</u> <u>る障害物を設置しないものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第7条第1号ただし書に規定する区</u> <u>規則で定める要件は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>事故が発生したときその他の緊急時に</u> <u>おける迅速な対応のため、おおむね10</u> <u>分で職員等が駆けつけることができる体</u> <u>制が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>営業者自らが設置したビデオカメラ等</u> <u>を使用して、常時鮮明な画像により、宿</u> <u>泊者名簿の正確な記載の確認、宿泊者の</u> <u>本人確認及び出入りの状況の確認を行う</u> <u>ことができる設備を備えていること。</u></p> <p>(3) <u>対面又はその他確実に宿泊者を確認で</u> <u>きる方法により鍵の受渡し及び解錠方法</u></p>	<p>(<u>玄関帳場の構造</u>)</p> <p>第13条 <u>条例第7条第1号の区規則で定め</u> <u>る玄関帳場の構造は、宿泊者の出入りを確</u> <u>認することができる位置にあり、宿泊者と</u> <u>受付従業員が面接できる構造で視界を妨げ</u> <u>る障害物を設置しないものとする。</u></p>
---	---

の説明を行う体制が整備されていること。

(構造部分の合計床面積)

第14条 条例第7条第4号ア、第8条第1項第1号及び第9条第1項第1号に規定する1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第8条第1項第2号に規定する客室の区規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の区規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

(共同便所の便器の数)

第15条 条例第7条第9号イ及び第8条第1項第6号イの区規則で定める宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

(1) 多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室の合計定員（以下この条において単に「合計定員」という。）が20人以下の場合 次の表の左欄に掲げる合計定員に応じ、同表の右欄に掲げる数

合計定員	数
5人以下	1
6人以上10人以下	2
11人以上15人以下	3
16人以上20人以下	4

(2) 合計定員が21人以上200人以下の場合 20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を4に加算した数

(3) 合計定員が201人以上の場合 200人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を22に加算した数

(構造部分の合計床面積)

第14条 条例第7条第4号ア、第8条第1項第1号及び第9条第1項第1号に規定する1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第8条第1項第2号に規定する客室の区規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の区規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

(共同便所の便器の数)

第15条 条例第7条第9号イ及び第8条第1項第6号イの区規則で定める宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

(1) 多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室の合計定員（以下この条において単に「合計定員」という。）が20人以下の場合 次の表の左欄に掲げる合計定員に応じ、同表の右欄に掲げる数

合計定員	数
5人以下	1
6人以上10人以下	2
11人以上15人以下	3
16人以上20人以下	4

(2) 合計定員が21人以上200人以下の場合 20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を4に加算した数

(3) 合計定員が201人以上の場合 200人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を22に加算した数

<p>(共同洗面所の給水栓の数)</p> <p>第16条 条例第7条第10号の区規則で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に満たない端数は、5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が21人以上の場合は、20人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を4に加算した数とする。</p> <p>(衛生措置基準の特例)</p> <p>第17条 条例第10条の条例第4条第5号に規定する基準に関する区規則で定める必要な特例は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、省令第5条第1項に規定する施設であって階層式寝台を設けない場合について、有効部分の面積1.5平方メートルについて宿泊者1人とする</p> <p><u>別記第1号様式 別紙のとおり</u></p> <p><u>別記第1号様式の2 別紙のとおり</u></p> <p><u>別記第1号様式の3 別紙のとおり</u></p> <p><u>別記第2号様式 別紙のとおり</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>別記第3号様式から別記第10号様式まで(略)</p>	<p>(共同洗面所の給水栓の数)</p> <p>第16条 条例第7条第10号の区規則で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に満たない端数は、5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が21人以上の場合は、20人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする。)を増すごとに1を4に加算した数とする。</p> <p>(衛生措置基準の特例)</p> <p>第17条 条例第10条の条例第4条第5号に規定する基準に関する区規則で定める必要な特例は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、省令第5条第1項に規定する施設であって階層式寝台を設けない場合について、有効部分の面積1.5平方メートルについて宿泊者1人とする</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>別記第1号様式 別紙のとおり</u></p> <p><u>別記第2号様式 削除</u></p> <p>別記第3号様式から別記第10号様式まで(略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第1条の2関係）

旅館業営業計画のお知らせ				
施設の名称				
敷地の地名地番 (住居表示番号)				
計画 の 概 要	営業の種別		敷地面積	m ²
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	使用部分			
	構造		基礎工法	
	階数	地上階/地下階	高さ	m
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
申請予定者 住所 氏名				
標識設置年月日				
説明会 の開催 年月日 時間 場所				
備考				
<p>○ この標識は渋谷区旅館業法施行条例第1条の2第1項の規定により設置したものです。</p> <p>○ 上記営業計画についての説明の申出は、下記へご連絡下さい。</p> <p>(連絡先) (担当者) (電話)</p>				

別記第1号様式の2（第1条の2関係）

年 月 日

殿

申請予定者 住所

氏名

電話

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

標識設置届

下記事業に係る標識を、 年 月 日に 設置・変更 したので、渋谷区旅館業法施行条例第1条の2第1項の規定により届け出ます。

記

施設 の 名 称				
連 絡 先		住所 事務所名 担当者 電話 ()		
施設 の 場 所		(地名地番) (住居表示)		
計 画 の 概 要	営 業 の 種 別			
	構 造		階数	地上 階/地下 階
	基 礎 工 法		高さ	m
		計画に係る部分	計画以外の部分	合計
	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
着 工 予 定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
説 明 会 開 催		日 時 場 所		

標識設置位置図（標識の設置場所を明記すること。）

標識設置状況（設置場所毎に遠影及び近影の写真を貼り付けること。）

別記第1号様式の3（第1条の3関係）

年 月 日

殿

申請予定者 住 所
氏 名

年 月 日生

電 話 ()

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

説明会報告書

渋谷区旅館業法施行条例第1条の2第2項の規定に基づく説明会を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 説 明 会 開 催 日 時
- 4 説 明 会 開 催 場 所
- 5 説 明 者

添付書類

- (1) 近隣住民の範囲を示した書類その他近隣住民を確認することができる
と区長が認める書類
- (2) 説明会の出席者の名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) 説明会で使用した資料等
- (5) 説明会の周知に使用した文書等

(改正後)

別記第2号様式(第2条関係)

年 月 日

殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定により、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 電話 ()
- 3 営業の種別 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
- 4 季節的営業等に該当の有無 キャンプ場 海水浴場 その他 ()
- 5 施設の構造設備の概要
- 6 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 7 管理者の氏名

添付書類

- 1 施設を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図
- 2 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- 3 客室面積の算定図
- 4 衛生設備、空調設備及び照明設備の各系統図
- 5 客室、浴室(脱衣所を含む。)及びトイレ等の構造を明らかにした図面
- 6 玄関帳場の構造を明らかにした図面又は玄関帳場の代替設備等の運用方法を明らかにした書類
- 7 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
- 8 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 9 旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書

年 月 日

殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日生

電話 ()

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定により、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 電話 ()
- 3 営業の種別 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
- 4 季節的営業等に該当の有無 キャンプ場 海水浴場 その他 ()
- 5 営業施設の構造設備の概要
- 6 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 7 管理者の氏名

添付書類

- 1 営業施設を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図
- 2 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- 3 客室面積の算定図
- 4 衛生設備、空調設備及び照明設備の各系統図
- 5 客室、浴室(脱衣所を含む。)及びトイレ等の構造を明らかにした図面
- 6 玄関帳場の構造を明らかにした図面
- 7 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
- 8 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 9 旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書